



公証人手数料(公正証書遺言作成時の手数料)

財産の価額(目的価額)	手数料
50万円以下	3,000円
50万円を超え 100万円以下	5,000円
100万円を超え 200万円以下	7,000円
200万円を超え 500万円以下	13,000円
500万円を超え 1,000万円以下	20,000円
1,000万円を超え 3,000万円以下	26,000円
3,000万円を超え 5,000万円以下	33,000円
5,000万円を超え 1億円以下	49,000円
1億円を超え 3億円以下	49,000円 + 超過額5,000万円までごとに 15,000円を加算
3億円を超え 10億円以下	109,000円 + 超過額5,000万円までごとに 13,000円を加算
10億円を超える場合	291,000円 + 超過額5,000万円までごとに 9,000円を加算

注)

- ・作成手数料は各相続人・各受遺者ごとに別個の法律行為として算定し、それを合計します。
- ・1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円以下の場合は、13,000円が加算されます。
- ・公証人に出張を求める場合は、役場外の執務として、日当・交通費(実費)・病床執務加算手数料などが必要になります。
- ・祭祀の主宰者の指定をする場合の手数料は13,000円です。
- ・正本または謄本の交付についての手数料は、1枚につき300円です。